

## 不利益処分

処分名	土地改良事業に伴う清算金の徴収
根拠法令	土地改良法第54条の3
所管課	農林水産課

### 1 処分の内容

土地改良事業の換地処分に伴い確定する農地の施行前後の評価の差を清算金として徴収又は交付する。

### 2 処分の要件

土地改良事業の清算に伴い、確定した清算金の額と仮清算金の額との間に差額があるときは、その差額に相当する額の金銭を徴収または交付する。